

東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第10号

東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則（令和元年東海市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「任期」を「期末手当に係る任期」に改める。

第8条の見出し中「基本報酬」を「期末手当に係る基本報酬」に改める。

第19条を第22条とする。

第18条中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第21条とする。

第17条の表第10条第1項の項及び第10条第2項の項中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「第9条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「第9条第2項第3号」を「第10条第2項第3号」に改め、同条を第18条とする。

第14条第1項中「第9条第2項第1号」を「第10条第2項第1号」に改め、同条第2項中「第17条」を「第20条」に改め、同条を第17条とする。

第13条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改め、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

（勤勉手当に係る任期に合算する期間）

第13条 第7条の規定は、条例第8条第1項第2号の市長が規則で定める期間につ

いて準用する。この場合において、第7条の見出し中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第1号中「第7条第1項第2号」とあるのは「第8条第1項第2号」と、同条第2号中「第7条第1項」とあるのは「第8条第1項」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の額に係る割合の基準)

第14条 条例第8条第2項の市長が規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第8条第2項の割合は、短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合とすること。
- (2) 前号の短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合は、100分の205を超えない範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。

(勤勉手当に係る期末手当に関する規定の準用)

第15条 第8条から第12条までの規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	第7条第3項	第8条第3項において読み替えて準用する条例第7条第3項
第10条	第7条第4項	第8条第3項において読み替えて準用する条例第7条第4項
第10条第2号	基準日	基準日(条例第8条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)
第10条第5号	第7条第1項	第7条第2項
第11条	第7条第5項	第8条第3項において準用する条例第7条第5項
第12条の表第1項の項及び第3項の項	第7条第6項	第8条第3項において読み替えて準用する短時間勤務会計年度任用職員給与条例第7条第6項

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

職名		在職期間			
		3年以下の期間	3年を超え6年以下の期間	6年を超える期間	
(1)	一般事務補助員	円 1, 100	円 1, 130	円 1, 160	
(2)	軽作業員	1, 300	1, 330	1, 370	

(3)	軽作業補助員	1, 090	1, 130	1, 160
(4)	地域安全指導員	1, 750	1, 780	1, 810
(5)	交通指導員	1, 300	1, 330	1, 370
(6)	徴収嘱託員	1, 470	1, 500	1, 520
(7)	自動車運転手	1, 300	1, 330	1, 370
(8)	手話通訳士	1, 300	1, 350	1, 390
(9)	家庭児童相談員	1, 750	1, 780	1, 810
(10)	児童厚生員	1, 240	1, 280	1, 340
(11)	託児業務員	1, 090	1, 130	1, 160
(12)	補充保育士	1, 360	1, 400	1, 430
(13)	保育士	1, 310	1, 360	1, 400
(14)	保育補助員	1, 240	1, 280	1, 340
(15)	早朝保育士	1, 640	1, 700	1, 750
(16)	時間延長保育士	1, 640	1, 700	1, 750
(17)	早朝保育補助員	1, 550	1, 600	1, 680
(18)	時間延長保育補助員	1, 550	1, 600	1, 680
(19)	調理員	1, 110	1, 140	1, 170
(20)	健診介助員	1, 410	1, 440	1, 470
(21)	理学療法士	1, 500	1, 520	1, 550
(22)	臨床心理士	1, 840	1, 870	1, 890
(23)	保健師	1, 600	1, 610	1, 630
(24)	助産師	1, 600	1, 610	1, 630
(25)	看護師	1, 550	1, 570	1, 580
(26)	准看護師	1, 410	1, 440	1, 470
(27)	栄養分析栄養士	1, 350	1, 390	1, 420
(28)	管理栄養士	1, 470	1, 500	1, 520
(29)	歯科衛生士	1, 420	1, 460	1, 490
(30)	障がい者区分認定調査員	1, 600	1, 610	1, 630
(31)	高齢者あんしん見守り相談員	1, 750	1, 780	1, 810
(32)	消費生活相談員	1, 560	1, 600	1, 640
(33)	清掃パトロール作業員	1, 300	1, 330	1, 370
(34)	衛生員	1, 480	1, 490	1, 500
(35)	建築士	1, 730	1, 760	1, 790
(36)	教育相談員	1, 750	1, 780	1, 810
(37)	スクールサポーター	1, 240	1, 280	1, 340
(38)	心の相談員	1, 310	1, 360	1, 400
(39)	教科指導員	1, 310	1, 360	1, 400
(40)	給食配膳員	1, 090	1, 130	1, 160
(41)	用務員	1, 090	1, 130	1, 160
(42)	部活動コーディネーター	1, 750	1, 780	1, 810
(43)	社会教育指導員	1, 750	1, 780	1, 810
(44)	地区公民館長	1, 430	1, 460	1, 490
(45)	市民館長	1, 430	1, 460	1, 490
(46)	地区公民館主事	1, 160	1, 190	1, 230

(47)	市民館主事	1, 160	1, 190	1, 230
(48)	地区公民館管理員	1, 100	1, 130	1, 160
(49)	市民館管理員	1, 100	1, 130	1, 160
(50)	放課後指導員アドバイザー	1, 360	1, 400	1, 430
(51)	放課後主任指導員	1, 280	1, 340	1, 380
(52)	放課後指導員	1, 100	1, 130	1, 160
(53)	早朝放課後主任指導員	1, 600	1, 680	1, 730
(54)	早朝放課後指導員	1, 380	1, 410	1, 450
(55)	子ども教室主任指導員	1, 240	1, 280	1, 340
(56)	子ども教室指導員	1, 100	1, 130	1, 160
(57)	学習支援員	1, 360	1, 400	1, 430
(58)	学習サポーター	1, 100	1, 130	1, 160
(59)	施設補佐業務員	1, 350	1, 390	1, 420
(60)	学芸補助員	1, 240	1, 280	1, 340
(61)	司書	1, 240	1, 280	1, 340
(62)	文化振興事業事務員	1, 240	1, 280	1, 340
(63)	選挙投票等事務員	1, 130	1, 160	1, 190
(64)	その他の短時間勤務会計年度 任用職員	2, 000円以内において市長が定める額		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。